

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 12 | 介護保険に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中間市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中間市長

公表日

令和5年3月31日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 介護保険に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>1 介護保険法及び中間市介護保険条例に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する業務を行う。</p> <p>2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、以下のとおりとする。</p> <p>(1)被保険者の資格管理 ・被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、及び転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する事務。</p> <p>(2)要介護(要支援)認定等 ・被保険者等の要介護認定申請等に基づき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する事務。</p> <p>(3)介護(予防)給付等 ・介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う事務。</p> <p>(4)介護保険料の賦課 ・被保険者の所得、市民税の課税状況等に基づき、介護保険料を賦課し、保険料の滞納処分等を行う事務。</p> <p>(5)保険者事務共同処理業務 ・高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)保険者事務共同処理業務」について、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。</p> <p>(6)公金受取口座確認 ・居宅介護サービス等その他公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務。</p> |
| ③システムの名称 | 介護保険システム、収納支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 介護保険情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)</p> <p>・番号法第9条第1項 別表第一 68の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条</p> <p>(2)中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例</p> <p>(3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>番号法第19条第1項第7号 (別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>1,2,3,4,5,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の2,58,61,62,80,81,83,87,88,90,93,94,95,97,108,109,117,120項</p> <p>行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)</p> <p>第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>93,94</p> <p>行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)</p> <p>第46条 第47条</p> |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 中間市保健福祉部介護保険課 |
| ②所属長の役職名 | 介護保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <p>〒809-8501 中間市中間一丁目1番1号 中間市総務部総務課 電話 093-244-1111(代表)</p> |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 〒809-8501 | |

連絡先

中間市中間一丁目1番1号
中間市保健福祉部介護保険課
電話 093-246-6243(直通)

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和4年10月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和4年10月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|--|--|
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|-------------------------------------|---|--|------|--------------|
| 平成28年4月1日 | I-5-②所属長 | 介護保険課長 小南 敏夫 | 介護保険課長 冷牟田 均 | 事後 | |
| 平成29年7月7日 | I-1-②事務の概要 | 1 介護保険法及び中間市介護保険条例に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する業務を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、以下のとおりとする。 (1)被保険者の資格管理 -被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、及び転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する事務。 (2)要介護(要支援)認定等 -被保険者等の要介護認定申請等に基づき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する事務。 (3)介護(予防)給付等 -介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う事務。 (4)介護保険料の賦課 -被保険者の所得、市民税の課税状況等に基づき、介護保険料を賦課し、保険料の滞納処分等を行う事務。 (5)保険者事務共同処理業務 -高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)保険者事務共同処理業務」において、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 | 1 介護保険法及び中間市介護保険条例に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する業務を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、以下のとおりとする。 (1)被保険者の資格管理 -被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、及び転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する事務。 (2)要介護(要支援)認定等 -被保険者等の要介護認定申請等に基づき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する事務。 (3)介護(予防)給付等 -介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う事務。 (4)介護保険料の賦課 -被保険者の所得、市民税の課税状況等に基づき、介護保険料を賦課し、保険料の滞納処分等を行う事務。 (5)保険者事務共同処理業務 -高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)保険者事務共同処理業務」において、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 | 事前 | 国保連合会システム対応時 |
| 平成29年7月7日 | I-1-③システムの名称 | 介護保険システム、収納支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー | 介護保険システム、収納支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト | 事前 | 国保連合会システム対応時 |
| 平成29年7月7日 | I-4-②法令上の根拠 | 番号法第19条第1項第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.6.17.22.26.30.32.25 2.58.61.62.80.87.90.94.95.117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第46条第2項、第3項、第9項、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠) 93.94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第46条、第47条 | 番号法第19条第1項第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 1.2.3.4.5.6.8.11.17.22.26.30.33.39.42.43.46.56-2.58.61.62.80.81.83.87.88.90.93.94.95.97.108.109.117.120項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 93.94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 | 事後 | 見直しによる変更 |
| 平成29年7月7日 | I-3法令上の根拠 | (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。) -番号法第9条第1項 別表第一 68の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 | (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。) -番号法第9条第1項 別表第一 68の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 (2)中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | 事後 | 見直しによる変更 |
| 平成31年4月1日 | I-1-③システムの名称 | 介護保険システム、収納支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト | 介護保険システム、収納支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能 | 事前 | |
| 平成31年4月1日 | I-5-②所属長の役職名 | 介護保険課長 冷牟田 均 | 介護保険課長 | 事後 | 様式変更 |
| 平成31年4月1日 | IV リスク対策 | — | 追加 | 事後 | 様式変更 |
| 令和5年1月20日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の概要 | 1 介護保険法及び中間市介護保険条例に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する業務を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、以下のとおりとする。 (1)被保険者の資格管理 -被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、及び転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する事務。 (2)要介護(要支援)認定等 -被保険者等の要介護認定申請等に基づき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する事務。 (3)介護(予防)給付等 -介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う事務。 (4)介護保険料の賦課 -被保険者の所得、市民税の課税状況等に基づき、介護保険料を賦課し、保険料の滞納処分等を行う事務。 (5)保険者事務共同処理業務 -高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)保険者事務共同処理業務」において、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 | 1 介護保険法及び中間市介護保険条例に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課・徴収、要介護(要支援)認定等及び保険給付等に関する業務を行う。 2 特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、以下のとおりとする。 (1)被保険者の資格管理 -被保険者の台帳を整備し、転入・年齢到達等による資格の取得、及び転出・死亡等による資格喪失等を管理するとともに、被保険者に対して被保険者証等を交付する事務。 (2)要介護(要支援)認定等 -被保険者等の要介護認定申請等に基づき調査等を実施し、要介護(要支援)状態を認定する事務。 (3)介護(予防)給付等 -介護サービス等の受給者に対して保険給付を行う事務。 (4)介護保険料の賦課 -被保険者の所得、市民税の課税状況等に基づき、介護保険料を賦課し、保険料の滞納処分等を行う事務。 (5)保険者事務共同処理業務 -高額医療合算介護(予防)サービス費の事務に事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ※当市では、「(5)保険者事務共同処理業務」において、福岡県国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 (6)公金受取口座確認 -居宅介護サービス等その他公的給付に対する公金受取口座情報に関する事務。 | 事後 | 見直しによる変更 |
| 令和5年1月20日 | I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③ システムの名称 | 介護保険システム、収納支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能 | 介護保険システム、収納支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、伝送通信ソフト、サービス検索・電子申請機能、申請管理システム | 事後 | 見直しによる変更 |
| 令和5年1月20日 | II しいき値判断項目 1 対象者数 3個人番号の利用 法令上の根拠 | (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。) -番号法第9条第1項 別表第一 68の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 (2)中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 | (1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。) -番号法第9条第1項 別表第一 68の項 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条 (2)中間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (3)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 | 事後 | 見直しによる変更 |
| 令和5年1月20日 | II しいき値判断項目 1 対象者数 2 取扱者数 いくつかの係数か | 平成27年11月1日 | 令和4年10月1日 | 事後 | 再評価の実施によるもの |